

住宅ローン／リフォームローン

矢巾町住宅取得資金利子補給制度のご案内

	A 住宅ローン利子補給	B リフォームローン利子補給
1. 対象となる方	令和4年4月1日時点で岩手県外に在住で、 ①矢巾町内に自ら居住するための住宅を新築または購入する方 ②矢巾町内で新たに3世代以上の同居を目的に住宅の建て替えを行う方	令和4年4月1日時点で岩手県外に在住で、 ①矢巾町内に自ら居住する中古住宅を新たに購入後1年以内にリフォームを行う方 ②矢巾町内で新たに3世代以上の同居を目的に住宅のリフォームを行う方
2. 利子補給の対象ローン	令和3年4月1日以降に契約締結された申込先金融機関の借入額 200 万円以上、返済期間5年以上の住宅ローン	令和3年4月1日以降に契約締結された申込先金融機関の借入額 100 万円以上、返済期間3年以上のリフォームローン
3. 利子補給期間	5年間（60 か月）	3年間（36 か月）
4. 地方創生による優遇措置	以下の①～④のいずれかに当てはまる場合、利子補給期間を2年間延長できます。 ①中学生以下の子どもがいる場合（出産予定を含む。） ②三世代以上が同居する住宅である場合 ③婚姻届提出から5年以内である場合 ④町内事業者が施工する場合	
5. 利子補給額	1年あたり上限 20 万円 (1～12月の年間約定支払利息額相当分を、20万円を上限として支給します。)	
6. 対象住宅要件	(1) 一戸建てで住宅部分の床面積が 50 m ² 以上の専用住宅または併用住宅で、次の①及び②を満たす建物であること。 ①併用住宅は住宅部分の床面積が総面積の2分の1以上であること。 ②独立して生活を営むことができる建物であること。 (2) 分譲マンションで、個人所有の住宅部分が 50 m ² 以上であるもの。	
7. 受付期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	
8. ローン取扱金融機関	○岩手銀行 矢巾支店Tel019-697-8561 流通センター支店Tel019-638-5533 ○北日本銀行 矢巾支店Tel019-697-3431 流通センター支店Tel019-638-1381 ○東北銀行 矢巾支店Tel019-697-9100 流通センター支店Tel019-638-2211 ○盛岡信用金庫 矢巾支店Tel019-697-8800 ○岩手中央農業協同組合矢巾支所 Tel019-697-6888	
9. 問い合わせ・申し込み	矢巾町役場 企画財政課企画コミュニティ係 Tel019-611-2721	

※裏面の注意事項もご覧ください。

〔注意事項（抜粋）〕

1. 本制度は1人につき1回まで、1件の貸付金に対して適用となります。
2. 貸付金が次のいずれかに該当する場合には、利子補給の対象となりません。
 - (1) 申請日の前年において市町村民税又は特別区民税の滞納がある人に対する貸付けである場合
 - (2) 住宅の新築、購入又は改修を含まない貸付けである場合（例：土地だけの取得など）
 - (3) 独立行政法人住宅金融支援機構の長期固定金利住宅ローン（フラット35）又は災害復興住宅融資である場合
 - (4) 既存の住宅ローン等の借り換えに相当する貸付けである場合
 - (5) 既存住宅の建替えに対する貸付けである場合（新たに3世代同居を目的とするものを除く）
 - (6) 対象住宅が共有名義で、借受者の持分が2分の1未満である場合
 - (7) 主たる債務者が借受者以外である場合
 - (8) ローン借受者が矢巾町生活再建住宅支援事業補助金交付要綱に基づく利子補給補助金を受けている場合
3. 利子補給の期間内に次のいずれかに該当した場合、町はその時点をもって利子補給を打ち切るか、悪質な場合は利子補給済み額の返還を命じる場合があります。町はその事実の有無を確認するため、申請者又は金融機関に対して調査を行う場合があります。
 - (1) 毎年12月末日時点において貸付金の返済が停止している場合
 - (2) 市町村民税又は特別区民税の滞納があった場合
 - (3) 貸付金の完済を行った場合
 - (4) 対象住宅の居住以外の目的への転用を行った場合
 - (5) 対象住宅の第三者への譲渡又は貸付けを行った場合
 - (6) 対象住宅の工事完了後、転居が3ヶ月以上遅れた場合
 - (7) 矢巾町生活再建住宅支援事業補助金交付要綱に基づく利子補給補助金を受けた場合
4. 本制度による利子補給金は所得に該当しますので、申告が必要となります。

※詳細については、矢巾町個人住宅取得資金利子補給金交付要綱をご確認ください。